

入札制度の一部改正

2009.6
村上市

1. 電子入札の実施について

電子入札を別紙スケジュールにより実施する。

2. 前払金の引き上げについて

前払金の30%から40%に引き上げる。

適用開始日 入札公告(通知日)が平成21年7月1日

3. 最低制限価格制度の変更について

(1) 適用工事を300万円以上から500万円以上に引き上げる。

適用開始日 入札公告(通知日)が平成21年6月15日から

(2) 算出方法を変更する。

最低制限価格の範囲

予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内

算出方法

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%
+一般管理費×30%

その他

特別な工事については、上記によらず10分の9から10分の7までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額

適用開始日 入札日が平成21年6月15日から

4. 入札参加資格条件の資格要件の一部変更について

電気工事については、「地域貢献があること。(村上市との防災協定締結・村上地域内の国県市道の除雪受託・水道本管工事当番受託のいずれかがある業者)」を従たる営業所の資格要件としない。

適用開始日 入札公告(通知)が平成21年6月15日から

5. 低入札価格調査制度の変更について

(1) 適用ができる工事 300万円以上から1億円以上に変更する。

(2) 調査基準価格は、最低制限価格算出方法に準ずる。

(3) 次のいずれかに該当した場合、失格とする。(失格判断基準)

入札価格が次の計算による合計額より下回っている

直接工事費85%+共通仮設費80%+現場管理費60%+一般管理費20%

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のいずれかがに定める項目の率を下回っている。

(4) 適用開始日 入札日が平成21年6月15日

6 . 再入札時の最低入札価格の公表について

再入札を実施する場合、再入札の投函前に初度の最低入札価格を公表する。再入札の金額が公表価格以上の場合は無効とする。

適用開始日	電子入札の場合	入札日が平成21年6月15日
	それ以外	入札日が平成21年7月1日